

令和 6 年 6 月
令和 6 年第 2 回 栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 3 号	令和 5 年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	4
報告第 4 号	令和 5 年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	6
報告第 5 号	令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	12
報告第 6 号	令和 5 年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	14
報告第 7 号	令和 5 年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	16
報告第 8 号	令和 5 年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	20
報告第 9 号	放棄した債権の報告について	22
報告第 10 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業計画書の提出について	23
議案第 55 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）	24
議案第 56 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）	43
議案第 57 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）	49
議案第 58 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 59 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 60 号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第 61 号	栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 62 号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	60
議案第 63 号	栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 64 号	工事請負契約の締結について （岩舟文化会館中ホール照明設備及び音響設備改修工事）	65
議案第 65 号	財産の取得について（栃木市都賀図書館備品（書架等））	66
議案第 66 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	67
議案第 67 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	68
議案第 68 号	財産の取得について（（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業用地）	69
議案第 69 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	70

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 2 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 6 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 27 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年 2 月 18 日、栃木市大平町牛久地内において発生した道路管理の瑕疵による人損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

下都賀郡壬生町居住者

2 損害賠償の額

10,580 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 9 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年 3 月 6 日、栃木市菌部町 4 丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町富田地内居住者

2 損害賠償の額

249,128 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和5年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
2 総務費	1 総務管理費	地域施設再編モデル 総合支所複合化整備 事業（都賀）	円 1,434,488,000	円 905,985,000	円 190,778,000	円 1,096,763,000
		都賀総合支所複合施 設V2Xシステム整備事 業	149,270,000	103,994,000		103,994,000
4 衛生費	2 清掃費	とちぎクリーンプラ ザ施設保守整備事業	8,797,812,000	2,212,592,000	2,002,000	2,214,594,000
9 消防費	1 消防費	消防本部車庫整備事 業	99,860,000	49,930,000		49,930,000
合 計			10,481,430,000	3,272,501,000	192,780,000	3,465,281,000

報告第3号

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円 448,912,800	円 647,850,200	円 647,850,200	円 21,693,200	円	円 582,000,000	円 44,157,000
35,200,000	68,794,000	68,794,000	6,894,000		61,900,000	
1,795,101,000	419,493,000	419,493,000	40,637,000	9,056,000	369,800,000	
17,100,000	32,830,000	32,830,000	3,230,000		29,600,000	
2,296,313,800	1,168,967,200	1,168,967,200	72,454,200	9,056,000	1,043,300,000	44,157,000

令和6年5月31日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和5年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	大平総合支所庁舎管理	円 30,803,000
		物価高騰対応臨時給付金支給事業	6,842,000
		防犯事業	8,987,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民情報管理事務	5,280,000
		証明書コンビニ交付システム事業	715,000
		戸籍情報システム改修委託	8,580,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金支給事業	141,034,000
		老人福祉施設等整備事業補助金	245,747,000
	2 児童福祉費	保育所等性被害防止対策支援補助金(子育て支援課)	300,000
		学童保育施設整備事業	48,734,000
		民間保育所整備補助金	104,518,000
		(仮称) こども誰でも通園制度試行的事業(保育課)	89,957,000
		会計年度任用職員共済費	1,302,000
		とちぎコミュニティプラザ管理事業	3,597,000
		会計年度任用職員人件費(子育て支援課)	6,682,000
		(仮称) こども誰でも通園制度試行的事業(子育て支援課)	1,378,000

報告第4号

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 30,803,000	円	円	円	円	円 30,803,000
4,272,000		4,272,000			0
8,987,000					8,987,000
5,280,000		5,280,000			0
715,000		715,000			0
8,316,000		5,654,000			2,662,000
140,966,000		140,966,000			0
239,920,000	110,000,000	129,920,000			0
0		2			0
0					0
0					0
89,957,000					89,957,000
1,302,000					1,302,000
3,597,000					3,597,000
6,682,000					6,682,000
1,378,000					1,378,000

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	円 10,000,000
	2 清掃費	衛生センター施設整備事業	9,174,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産振興事業補助金	523,000
		防災重点農業用ため池整備事業委託	11,000,000
		農地耕作条件改善事業	80,863,000
		西前原排水機場非常用電源設置事業	2,982,000
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	1,800,000
		木造住宅耐震化促進事業	9,300,000
	2 道路橋りょう費	市道各号線道路維持補修事業	15,568,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業 (栃木大宮町)	12,753,000
		市道各号線通学路歩道整備事業	10,000,000
		市道1066号線道路改良事業(藤岡富吉1区)	98,880,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	121,382,000
		市道33074号線(藤岡駅前広場)道路改良事業(藤岡内町)	81,500,000
		市道各号線道路改良事業	4,723,000
		市道22024号線道路改良事業(大平下高島)	21,108,000
		市道61268・61262・61251号線道路改良事業(岩舟静)	5,328,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 10,000,000	円	円 10,000,000	円	円	円 0
9,174,000					9,174,000
523,000		523,000			0
11,000,000		11,000,000			0
80,863,000		52,560,000	15,200,000		13,103,000
2,982,000		1,937,000			1,045,000
1,300,000			1,300,000		0
1,000,000		750,000			250,000
0					0
8,575,000		3,190,000	4,800,000		585,000
10,000,000			9,000,000		1,000,000
70,500,000		32,681,000	34,000,000		3,819,000
121,382,000		57,905,000	58,500,000		4,977,000
81,500,000			73,300,000		8,200,000
3,963,000			3,500,000		463,000
1,481,000			1,300,000		181,000
2,036,000			1,800,000		236,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋梁長寿命化修繕事業	円 67,360,000
		市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業（大平榎本）	69,000,000
	3 河川費	河川維持補修事業	11,900,000
		雨水・浸水対策事業	864,400,000
	5 住宅費	市営住宅解体事業	1,614,000
9 消防費	1 消防費	高機能消防指令センター総合整備事業	703,047,000
10 教育費	1 教育総務費	（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業	100,366,000
	2 小学校費	小学校校舎改修事業	5,269,000
		小学校設備省エネ化推進事業	30,943,000
	3 中学校費	中学校校舎改修事業	75,845,000
		中学校設備省エネ化推進事業	25,522,000
	4 社会教育費	伝建地区拠点施設整備事業	24,365,000
		栃木文化会館施設整備事業	12,000,000
合 計			3,192,971,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 67,360,000	円	円 26,757,000	円 36,500,000	円	円 4,103,000
62,694,000		33,474,000	26,000,000		3,220,000
5,907,000			5,900,000		7,000
778,400,000			778,400,000		0
1,614,000					1,614,000
703,047,000	26,000,000	101,356,000	540,400,000		35,291,000
100,366,000			90,300,000		10,066,000
5,269,000					5,269,000
30,943,000	1,766,000	3,577,000	25,600,000		0
75,845,000		24,256,000	44,100,000		7,489,000
25,522,000	3,410,000	3,312,000	18,800,000		0
24,365,000	24,365,000				0
12,000,000	5,000,000				7,000,000
2,851,786,000	170,541,000	650,085,000	1,768,700,000	0	262,460,000

令和6年5月31日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和5年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
1 土地区画 整理事業費	1 土地区画 整理事業費	平川土地区画整理事業	円 88,268,000
合 計			88,268,000

報告第5号

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 23,546,000	円	円	円 23,500,000	円	円 46,000
23,546,000	0	0	23,500,000	0	46,000

令和6年5月31日提出

栃木市長 大川 秀子

令和5年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

(1) 資本的支出

地方公営企業法第26第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道設備更新事業	628,697,000	292,842,800	333,500,000
		管路耐震化事業	219,753,000	191,884,000	26,950,000
		水道施設耐震化事業	182,743,000	116,611,000	65,870,000
合 計			1,031,193,000	601,337,800	426,320,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	398,950,000	366,256,000	2,200,000
合 計			398,950,000	366,256,000	2,200,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
	300,000,000	33,500,000	2,354,200		半導体や電子部品の 受給難に伴う部品調 達の長期化により、 設備の納期が大幅に 遅延したため。
		26,950,000	919,000		道路整備事業と一体 的に施工する調整を していたが、当該事 業の進捗に大幅な遅 延が生じたため。
		65,870,000	262,000		複数のクラックや漏 水の発生による補修 工を要したことによ り、工事の進捗に大 幅な遅延が生じたた め。
0	300,000,000	126,320,000	3,535,200	0	

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
2,200,000			30,494,000		県の施工事業の進捗 に合わせて履行する 必要がある委託業務 において、県事業が 大幅に遅延したこと により、年度内完了 が見込めないため。
2,200,000	0	0	30,494,000	0	

令和6年5月31日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和5年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

(1) 収益的支出

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 下水道事業 費用	1 営業費用	受託工事	6,053,000	2,212,100	3,840,900
合 計			6,053,000	2,212,100	3,840,900

(2) 資本的支出

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	1,012,034,000	705,110,246	192,823,000
		雨水渠整備事業	513,490,000	424,037,195	56,938,000
		流域下水道建設事業	132,197,000	28,837,964	49,562,705

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
3,840,900					県の建設工事に伴う 本管撤去工事である が、県との協議に不 測の日数を要したた め。
3,840,900	0	0	0	0	

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
50,426,500	137,489,000	4,907,500	114,100,754		関係機関との施工調 整に不測の日数を要 したため。
19,727,000	37,211,000		32,514,805		近接する県河川工事 との工程調整に不測 の日数を要したた め。
	49,500,000	62,705	53,796,331		県工事が年度内に完 了しなかったことに 伴い、県へ支払う建 設負担金を翌年度に 繰り越す必要がある ため。

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本の支出	1 建設改良費	農業集落排水建設 事業	27,300,000	16,349,300	9,559,000
合 計			1,685,021,000	1,174,334,705	308,882,705

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
		9,559,000	1,391,700		半導体不足による部 品の受給難により、 監視モニター等の納 品が大幅に遅延した ため。
70,153,500	224,200,000	14,529,205	201,803,590	0	

令和6年5月31日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和5年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
8 土木費	5 住宅費	市営住宅解体 事業	5,245,500	5,045,900	199,600	
合 計			5,245,500	5,045,900	199,600	0

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	
199,600					199,600	川原田東市営住宅の用途廃止に伴い、入居者の移転のため移転補償金を補償契約時及び移転完了確認後に支払っているが、年度内移転完了を見込んでいた1名の移転完了手続きについて、完了確認を行うべく本人へ再三連絡を行ったが、本人と直接連絡が取れないため完了確認ができず、年度内の完了が見込めないため。
199,600	0	0	0	0	199,600	

令和6年5月31日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成 24 年栃木市条例第 37 号）第 15 条第 1 項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
配食サービス事業利用者負担金（保健福祉部 地域包括ケア推進課）	257,100	第 4 号（無資力）	令和 6 年 3 月 31 日	26
小計	257,100			26
学童保育事業費負担金（こども未来部 子育て総務課）	1,500	第 2 号（時効完成）	令和 6 年 3 月 31 日	1
小計	1,500			1
学校給食費（教育委員会事務局 保健給食課）	313,360	第 6 号（所在不明）	令和 6 年 3 月 31 日	10
小計	313,360			10
水道料金（上下水道局上下水道総務課）	29,806	第 1 号（破産）	令和 6 年 3 月 31 日	5
	2,121,043	第 2 号（時効完成）	令和 6 年 3 月 31 日	276
小計	2,150,849			281
合 計	2,722,809			318

一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業計画書の提出に
ついて

一般財団法人栃木市農業公社の令和 6 年度事業計画書を地方自治法（昭和
22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出
する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

市長の専決処分事項の承認について

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 3 号

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 29 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成 22 年栃木市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 7 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 34 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知

書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしない

ものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通

徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係

る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当

する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収

対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収

対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度

分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第15項を削り、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第 10 条の 2 第 16 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 21 項を同条第 22 項とし、同条第 20 項を同条第 21 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がさ

れ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年

度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第

7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則

第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第4号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専
決処分書

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専
決処分する。

令和6年3月30日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第30号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第11項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第12項及び第13項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第 14 項及び第 15 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 16 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 19 項中「附則第 11 項、第 12 項」を「附則第 12 項」に改める。

附則第 20 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附則第 21 項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正

前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 5 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する
専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 3 1 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成 2 2 年栃木市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項第 2 号中「2 9 0, 0 0 0 円」を「2 9 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 3 5, 0 0 0 円」を「5 4 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成 22 年栃木市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託（受益の範囲が市内に限られるものに限る。以下同じ。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」

に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第1号又は第2号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなさ

れるものを含む。)』とする。

栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市役所総合支所設置条例等の一部を改正する条例

(栃木市役所総合支所設置条例の一部改正)

第1条 栃木市役所総合支所設置条例（平成22年栃木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「栃木市都賀町家中5982番地1」を「栃木市都賀町原宿573番地」に改める。

(栃木市公民館条例の一部改正)

第2条 栃木市公民館条例（平成22年栃木市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表栃木市都賀公民館の項中「栃木市都賀町原宿521番地」を「栃木市都賀町原宿573番地」に改める。

別表1 栃木市公民館使用料の項第8号を次のように改める。

(8) 栃木市都賀公民館

区分		午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
大会議室1	1時間につき	210円	310円
大会議室2	1時間につき	210円	310円
中会議室	1時間につき	210円	310円
小会議室	1時間につき	100円	150円
調理室兼会議室	1時間につき	310円	470円
多目的室1	1時間につき	310円	470円

多目的室 2	1 時間につき	3 1 0 円	4 7 0 円
リハーサル室	1 時間につき	1 0 0 円	1 5 0 円
楽屋	1 時間につき	1 0 0 円	1 5 0 円

(栃木市図書館条例の一部改正)

第 3 条 栃木市図書館条例（平成 2 2 年栃木市条例第 2 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（名称及び位置）」に改め、同条の表栃木市都賀図書館の項を次のように改める。

栃木市図書館都賀館	栃木市都賀町原宿 5 7 3 番地
-----------	-------------------

別表中「栃木市都賀図書館」を「栃木市図書館都賀館」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 2 5 日から施行する。

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「第8条」を「第9条」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項中「第8条」を「第9条」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（特殊勤務手当）

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木市企業

職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

栃木市歴史民俗資料館条例（平成 22 年栃木市条例第 220 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条の表栃木市都賀歴史民俗資料館の項を削る。

別表第 1 栃木市都賀歴史民俗資料館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 岩舟文化会館中ホール照明設備及び音響設備改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 3 8 8 , 1 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市今泉町 2 丁目 1 3 番 2 8 号
ホリエ・大興特定建設工事共同企業体
代表構成員 ホリエ電設工業株式会社
代表取締役 堀江 貴浩 |

財産の取得について

栃木市都賀図書館備品（書架等）として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 栃木市都賀図書館備品（書架等） |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 4 6 , 3 2 2 , 2 1 0 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 栃木県栃木市富士見町 1 4 番 1 2 号
有限会社 栃木大気堂
代表取締役 小笠原 文子 |

財産の取得について

小型動力ポンプ付積載車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 小型動力ポンプ付積載車 2 台 |
| 2 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 2 4 , 9 7 0 , 0 0 0 円 |
| 4 取 得 相 手 | 栃木県小山市喜沢 1 3 9 4 番地
合資会社 渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 3 7, 1 8 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 栃木県宇都宮市横田新町 3 番 4 7 号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役 新井 孝則 |

財産の取得について

(仮称) 栃木東地域学校給食センター整備事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 財 産 の 表 示

種別	地 目	面 積	所 在
土地	田	5, 8 2 4 . 7 3 m ²	栃木市神田町字石島 4 9 番の一部

2 取 得 の 方 法 随意契約による買い入れ

3 取得予定価格 3 3, 2 5 9, 2 0 8 円

4 取 得 相 手 栃木市城内町 2 丁目居住者

教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町下皆川 2 0 1 1 番地 1 7

氏 名 青木 千津子

生年月日 昭和 3 4 年 9 月 1 7 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

